

会長の選任等について

- 1 秋田市都市環境の創造および保全に関する審議会の会長は委員の互選により定め、会長は会長の職務代理者を指名する。
- 2 審議会の会長は景観形成専門部会および都市緑化推進専門部会の部会長および専門委員を指名する。

○秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例（抜粋）

平成14年7月1日条例第25号

（会長）

第11条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（専門部会）

第12条 審議会は、都市環境の創造および保全に関する専門の事項を処理するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長の指名する委員および専門委員をもって組織する。
- 3 専門委員は、専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、会長が指名し、市長が任命する。
- 4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

○秋田市都市環境の創造および保全に関する審議会規則（抜粋）

平成14年7月1日規則第27号

（会議）

第2条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長を選挙する最初の審議会は、市長がこれを招集する。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（専門部会）

第3条 専門部会（以下「部会」という。）に部会長を置き、部会の委員のうちから会長が指名するものがこれに当たる。

- 2 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 3 部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会の委員がその職務を代理する。